

人材確保支援補助金（概要）

1. 補助金の目的と概要（第1条）

市内の産業振興を図るため、市内の中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために必要な経費の一部を支援します。

2. 補助事業者（第2条）

- (1) 草津市内に常設の事務所や事業所をもつ、中小企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人や公益財団法人であること
- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 他の公的機関等が実施する同種の補助金等を受けていないこと

上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、対象外。

- ①：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）
- ②：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業
- ③：宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条において規定する宗教団体
- ④：政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑤：事業を営まない法人格のある自治会等
- ⑥：その他市長が不適当と認める者

3. 補助対象事業（第3条）

中途採用にかかる事業。ただし、下記のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 補助事業者が自らまたは共同で主催する説明会
- (2) 広く一般に公開されていない説明会
- (3) 資本関係がある事業者、補助事業者の代表者、役員、配偶者もしくは3親等以内の親族が役員として属する事業者または事業を営んでいない個人と契約したもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

4. 補助対象経費（第4条）

市内の事業所、事務所等で勤務する正規雇用職員でかつ中途採用に係る事業に要する経費のうち、下記のいずれかに該当するもの。

- (1) 転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費（求人検索エンジンの有料広告費用を含む）
- (2) 人材紹介会社への手数料
- (3) 転職フェア等の出展料

※(1) (2)は実務経験を要する人材を内定した場合のみを対象とする。

5. 補助金額・上限額（第5条）

補助金額：補助対象経費の合計額に1／2を乗じて得た額

上限額：30万円／1社

※申請額は、千円未満を切捨て記載してください。

※補助金の交付は補助対象者につき、同1年度内あたり1回限りとする。

6. 申請書類等（第6条）

●申請期間

令和8年7月15日（水）～令和9年1月29日（金） 16時45分まで

※予算の上限に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

●提出書類

- 1) 草津市人材確保支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 2) 事業計画書（第2号様式）
- 3) 補助対象経費の詳細および金額が確認できる書類
- 4) 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主においては個人事業の開業届出書の写し）

●申請における注意点

- ・「転職サイトへの求人情報の掲載に要する経費」および「人材紹介会社への手数料」については、交付決定日以降に人材の採用・入社や成功報酬型の費用として支払いを行ったものが対象となります。交付決定日前の人材の採用等や発生した費用は申請の対象外となります。
- ・転職フェア等の出展に関する補助対象事業については、交付決定日以降に実施した補助対象事業のみが対象となります。交付決定日前に実施した事業は申請の対象外となります。

7. 実績報告（第9条）

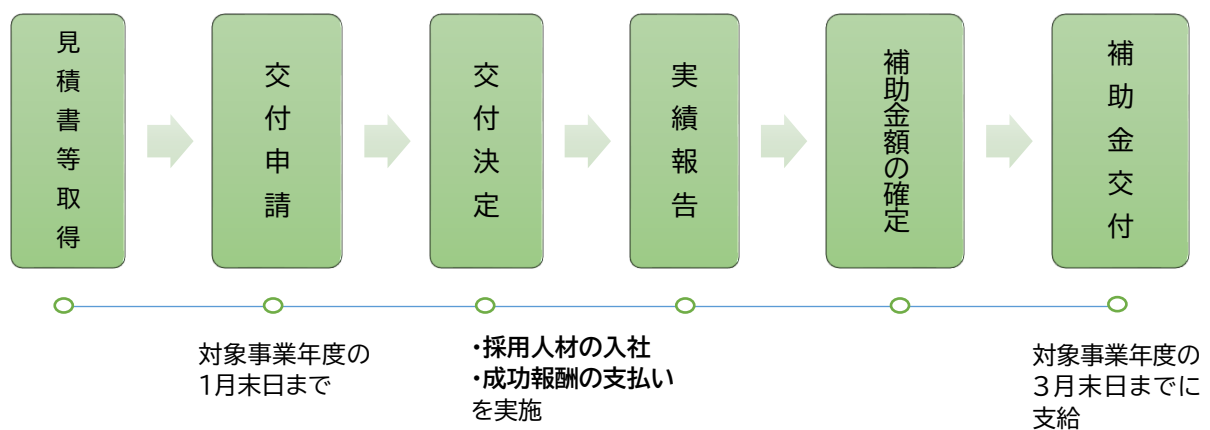
補助対象事業者は事業が完了した日から30日以内、または対象事業年度の2月末日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

●提出書類

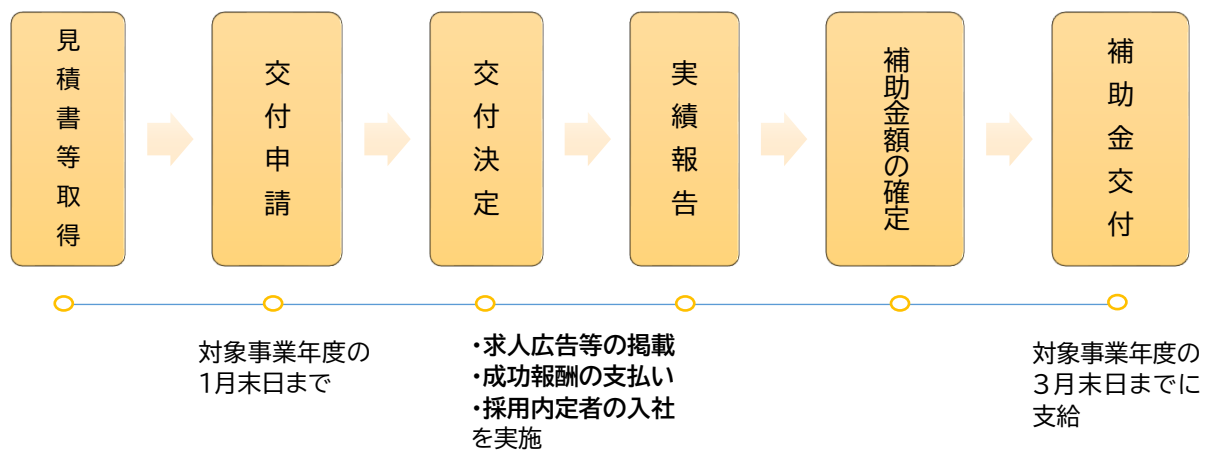
- 1) 草津市人材確保支援補助金実績報告書（第7号様式）
- 2) 事業報告書（第8号様式）
- 3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- 4) 補助対象事業の実施が確認できる書類
- 5) 雇用契約がわかる書類

※ 必要に応じて、「事業実施の様子が分かる写真」や「事業に要した資料等の写し」等を求める場合があります。

■補助金交付手続きの流れ（成功報酬型の人材採用）



■補助金交付手続きの流れ（転職サイトへの求人広告にかかる人材採用）



■補助金交付手続きの流れ（転職フェア等への出展）

